

第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2007年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2022事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

- ① D-SIBs選定手法の見直しに伴う改正（2022年11月30日）
2018年にバーゼル銀行監督委員会で行われたG-SIBs選定手法の見直しを踏まえ、本邦D-SIBs選定手法の見直しを行うため、所要の改正を行うもの（2023年3月31日より適用）。
- ② 法定帳簿の海外サーバー保存に係る改正（2023年3月24日）
法令に作成及び保存義務が規定されている金融商品取引業者等の業務に関する帳簿書類について、当該帳簿書類を国外において保存することに係る留意事項を明確化する趣旨から、所要の改正を行うもの（2023年3月24日より適用）。
- ③ 最終化されたバーゼルIIIの実施に伴う改正（2023年3月28日）
バーゼル銀行監督委員会において2017年12月に最終合意された「バーゼルIIIの最終規則文書」及び2019年1月に最終合意された「マーケット・リスクの最低所要自己資本」等に基づき、所要の改正を行うもの（2025年3月31日より適用）。
- ④ ファンド等モニタリング調査に係る改正（2023年3月30日）
金融安定理事会（FSB）及び証券監督者国際機構（IOSCO）の提言を踏まえ、投資運用業者及び適格機関投資家等特例業者に対し、運用するファンド等に係る報告を求めるため、所要の改正を行うもの（2023年3月30日より適用）。
- ⑤ MRF及びMMFの脆弱性対応に係る改正（2023年3月30日）
金融安定理事会（FSB）の提言を踏まえ、一般社団法人投資信託協会において、MMF等の強靱性向上に対応した関係規則の改正が行われたところ、当該規則に定められた緊急時対応策（コンティンジェンシープラン）に関し、投資運用業者に適切な対応を促すため、所要の改正を行うもの（2023年3月30日より適用）。
- ⑥ 大口信用供与等規制（LEX規制）に係る改正（2023年3月30日）
最終指定親会社グループへのLEX規制の導入に伴い、所要の改正を行うもの（2024年3月31日より適用）。
- ⑦ ESG投信に関する改正（2023年3月31日）
ESG投信の範囲を定めるとともに、ESGに関する公募投資信託の情報開示や

投資信託委託会社の態勢整備について、具体的な検証項目を規定するため、所要の改正を行うもの（2023年3月31日より適用）。

- ⑧ 「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年6月10日法律第61号）の成立に伴う改正（2023年5月26日）

令和4年資金決済法等改正を踏まえ、所要の改正を行うもの（2023年6月1日より適用）。

- ⑨ レバレッジ・バッファの導入等に関するレバレッジ比率規制の見直しに伴う改正（2023年6月8日）

バーゼル銀行監督委員会において2017年12月に最終合意された「バーゼル III の最終規則文書」等に基づき、G-SIBsを対象としたレバレッジ比率の水準上乘措置（レバレッジ・バッファ）の導入等、所要の改正を行うもの（2025年3月31日（一部は2024年3月31日）より適用）。

- ⑩ 日銀預け金を除外する時限的措置等に関するレバレッジ比率規制の見直しに伴う改正（2023年6月9日）

バーゼル III の最終化により、2024年3月31日よりG-SIBsを対象にレバレッジ・バッファが導入されることに伴い、新たに所定の基準を下回った場合の社外流出制限措置を定めるため、また、レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を総エクスポージャーから除外する時限的措置について、2024年4月1日以降の枠組みを定めるため、所要の改正を行うもの（2024年4月1日より適用）。

第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、市場の公正性の確保に積極的に貢献するとともに、金融仲介機能を十分に発揮し、家計の安定的な資産形成や成長性のある企業の資金調達を支えることが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

第3節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（別紙1参照）

（1）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、2022年7月以降、3社が新規に登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者4社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、2023年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は306社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、275社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状 況	登録年月日
シタデル・セキュリティーズ証券株式会社	○	新規登録	令和4年8月17日
BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社	○	新規登録	令和4年10月19日
ブルーモ・インベストメント株式会社	○	新規登録	令和5年6月6日

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの） 又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
AMP キャピタル・インベスターズ株式会社	○	廃止	令和4年9月30日
HCアセットマネジメント株式会社	○	廃止	令和4年12月23日
Clear Markets Japan		廃止	令和5年5月7日
ロンナル・フォレックス株式会社		登録取消	令和5年6月16日

（2）特別金融商品取引業者

2023年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、24社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	J Pモルガン証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	東海東京証券(株)
野村證券(株)	バークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUFG証券(株)
BofA証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)
ナティクス日本証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)
楽天証券(株)	HSBC証券(株)
auカブコム証券(株)	松井証券(株)

(3) 指定親会社

2023年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス(株)及び(株)大和証券グループ本社の2社となっている。

2. 国内証券会社の2022年度決算概要（別紙2～3参照）

国内証券会社260社の2022年度決算（単体）は、世界株式市場の低迷等の影響を受けた不透明な市場環境の中、株式売買委託手数料収入が減少したことなどにより、前年度と同様、多くの会社が減収減益となった。

営業収益は、前年度比3,225億円増の4兆1,444億円（同8.4%増）、販売費・一般管理費は、同1,054億円増の2兆9,998億円（同3.6%増）、経常損益は、同2,098億円減の4,847億円（同30.2%減）、当期損益は、同2,052億円減の3,264億円（同38.6%減）となった。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

2022年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、金融商品取引法第56条の2第1項の規定に基づく報告や、検査等を通じて法令違反の事実が認められたため、4社（7件）に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消 1件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 1件
- ③ 業務改善命令 1件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務停止命令及び業務改善命令 1件
- ⑤ 資産の国内保有命令及び業務停止命令 1件
- ⑥ 資産の国内保有命令 2件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「相場操縦、銀証ファイアーウォール規制違反」、「適合性原則及び顧客属性に応じた説明義務違反」、「金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない状況」等となっている。

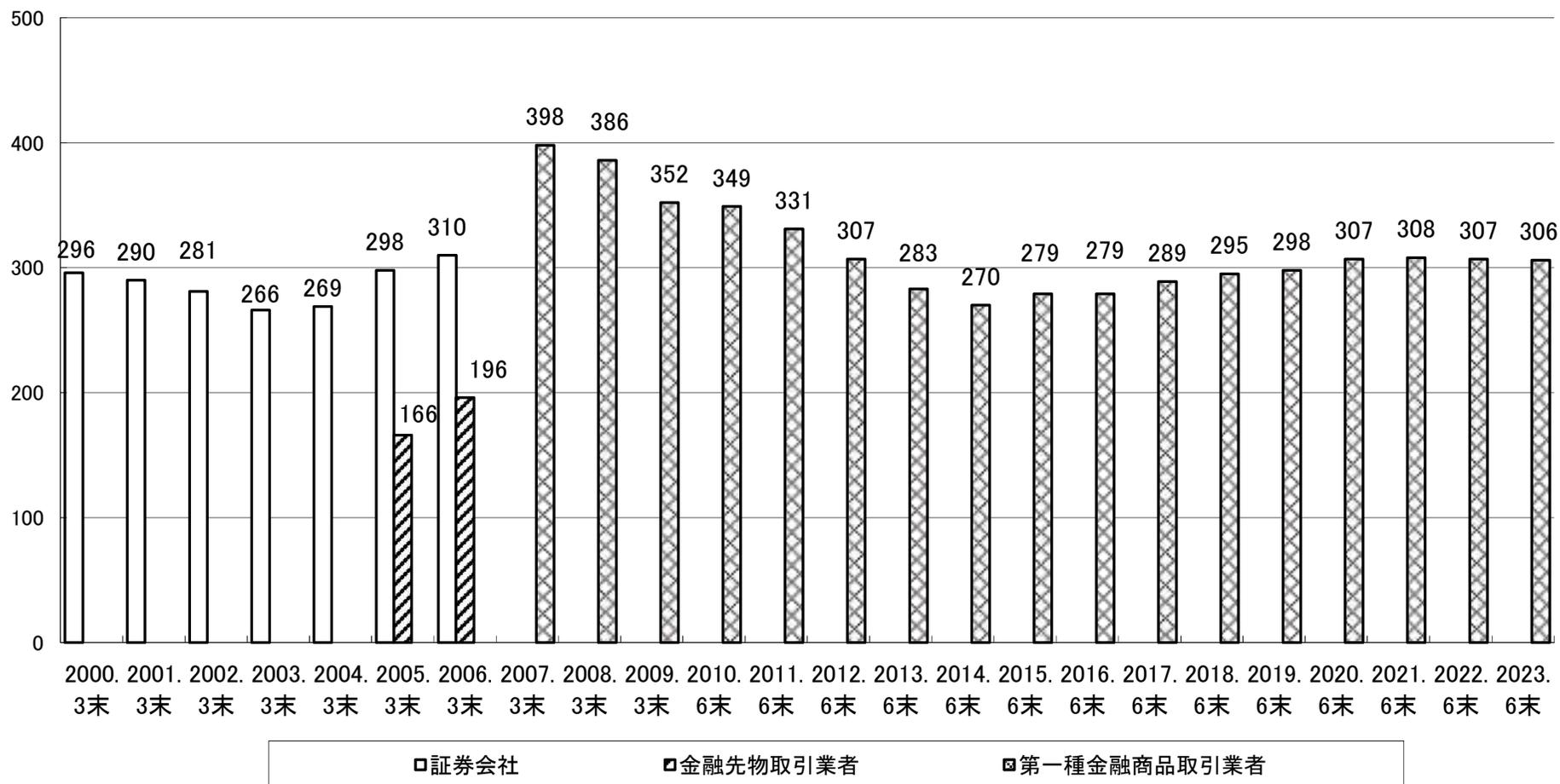
Ⅲ 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（1998年12月1日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、2002年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（2023年6月末時点270社、同年3月末時点基金規模約584億円）。（別紙4参照）

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注:2007年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

国内証券会社の2022年度決算概況

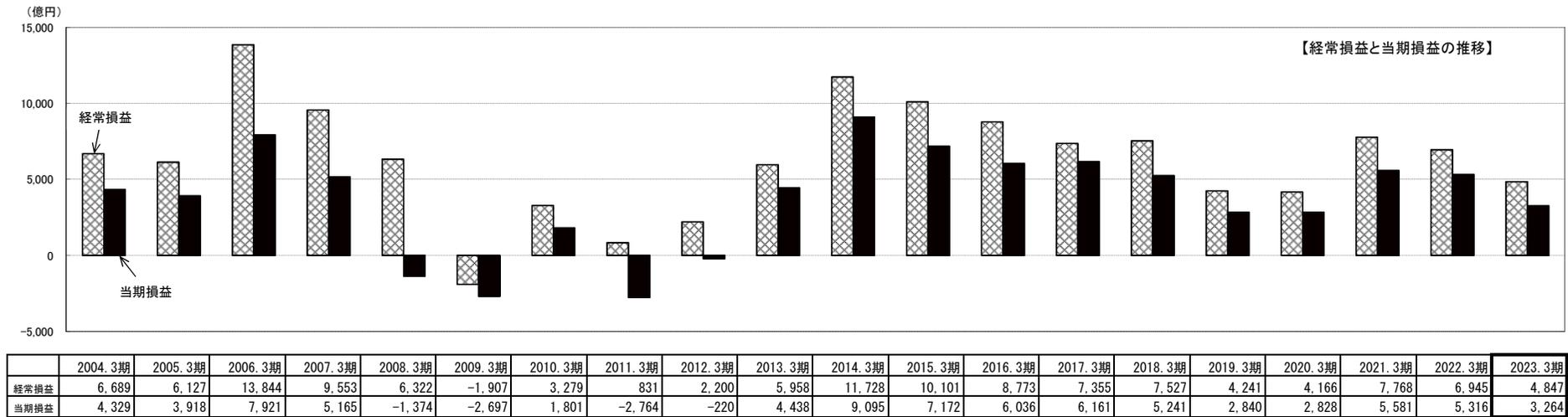
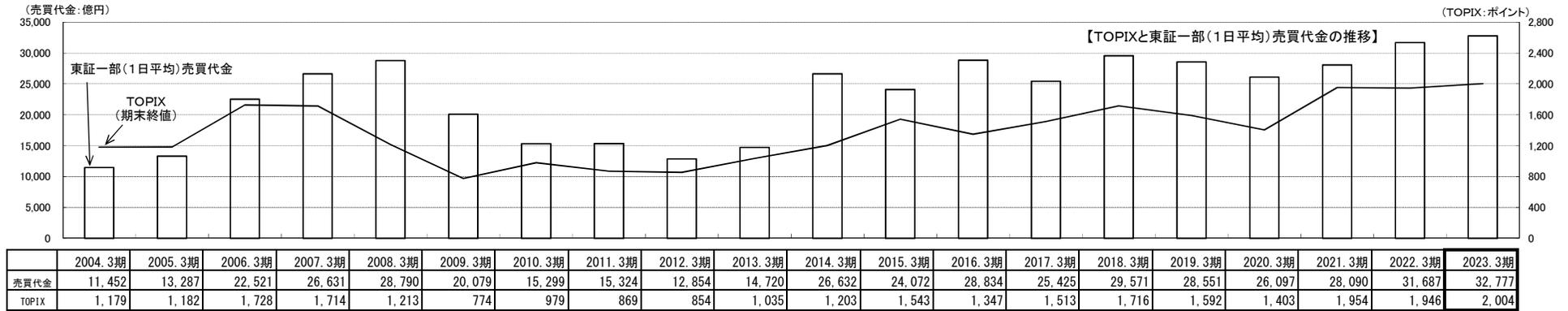
(単位:億円)

	2022年度 (A)	2021年度 (B)	(A)/(B)
会 社 数	260社	255社	—
営 業 収 益	41,444	38,219	108.4%
受 入 手 数 料	22,540	23,244	97.0%
委 託 手 数 料	5,084	5,773	88.1%
引 受 け・ 売 出 し 手 数 料	1,214	1,816	66.9%
募 集・ 売 出 しの 取 扱 手 数 料	1,656	2,551	64.9%
ト レーディング 損 益	8,561	8,629	99.2%
金 融 収 益	9,970	6,189	161.1%
販 売 費・ 一 般 管 理 費	29,998	28,944	103.6%
取 引 関 係 費	8,169	7,684	106.3%
人 件 費	10,178	10,374	98.1%
経 常 損 益	4,847	6,945	69.8%
当 期 損 益	3,264	5,316	61.4%

(注) 日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移

(別紙3)



(注) 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。

投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金						
会員数	<p>会員証券会社数 (2023年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>国内証券会社</td> <td>261社</td> </tr> <tr> <td>外国証券会社</td> <td>9社</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>270社</td> </tr> </table>	国内証券会社	261社	外国証券会社	9社	計	270社
国内証券会社	261社						
外国証券会社	9社						
計	270社						
役員	理事長 大久保 良夫						
基金規模	2023年3月31日現在 約584億円						
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南証券の破産に伴うもの(2000年3月)－ 補償額 約59億円(うち破産管財人からの返還額 約24億円) ・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの(2007年6月)－ 補償額 約2億円 (2007年10月)－ 補償額 約0.6億円 ・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの(2012年3月)－ 補償額 約1.7億円 						
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が2002年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。						

第4節 第二種金融商品取引業

I 第二種金融商品取引業者の概況（別紙1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

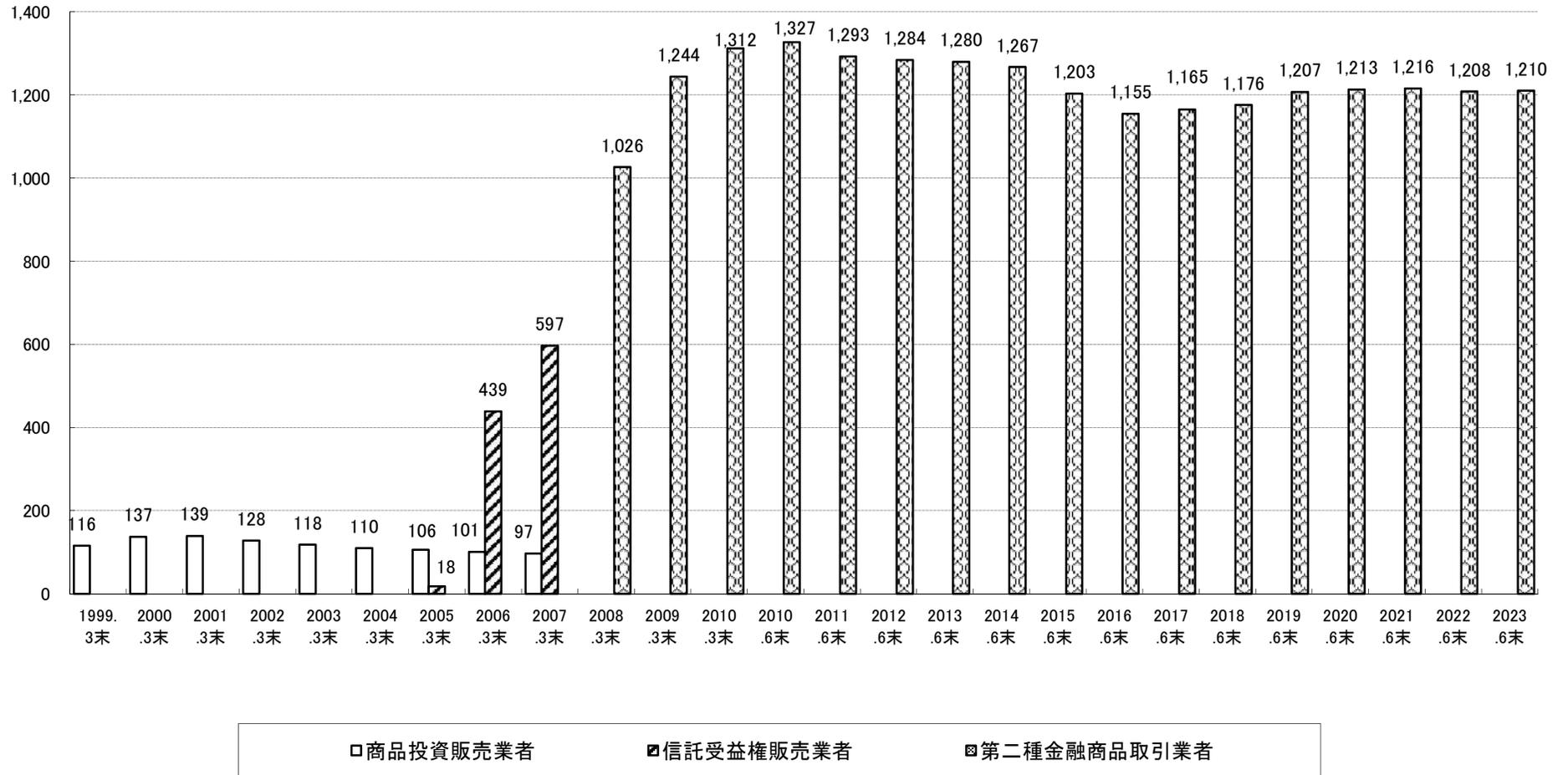
2023年6月末現在における第二種金融商品取引業者数は、1,210社となっている。

II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

2022年7月以降、第二種金融商品取引業者に行政処分は行っていない。

金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注: 2007年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

第5節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（別紙1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2023年6月末時点では、投資助言・代理業者数は996社となっている。

II 投資助言・代理業者に対する行政処分

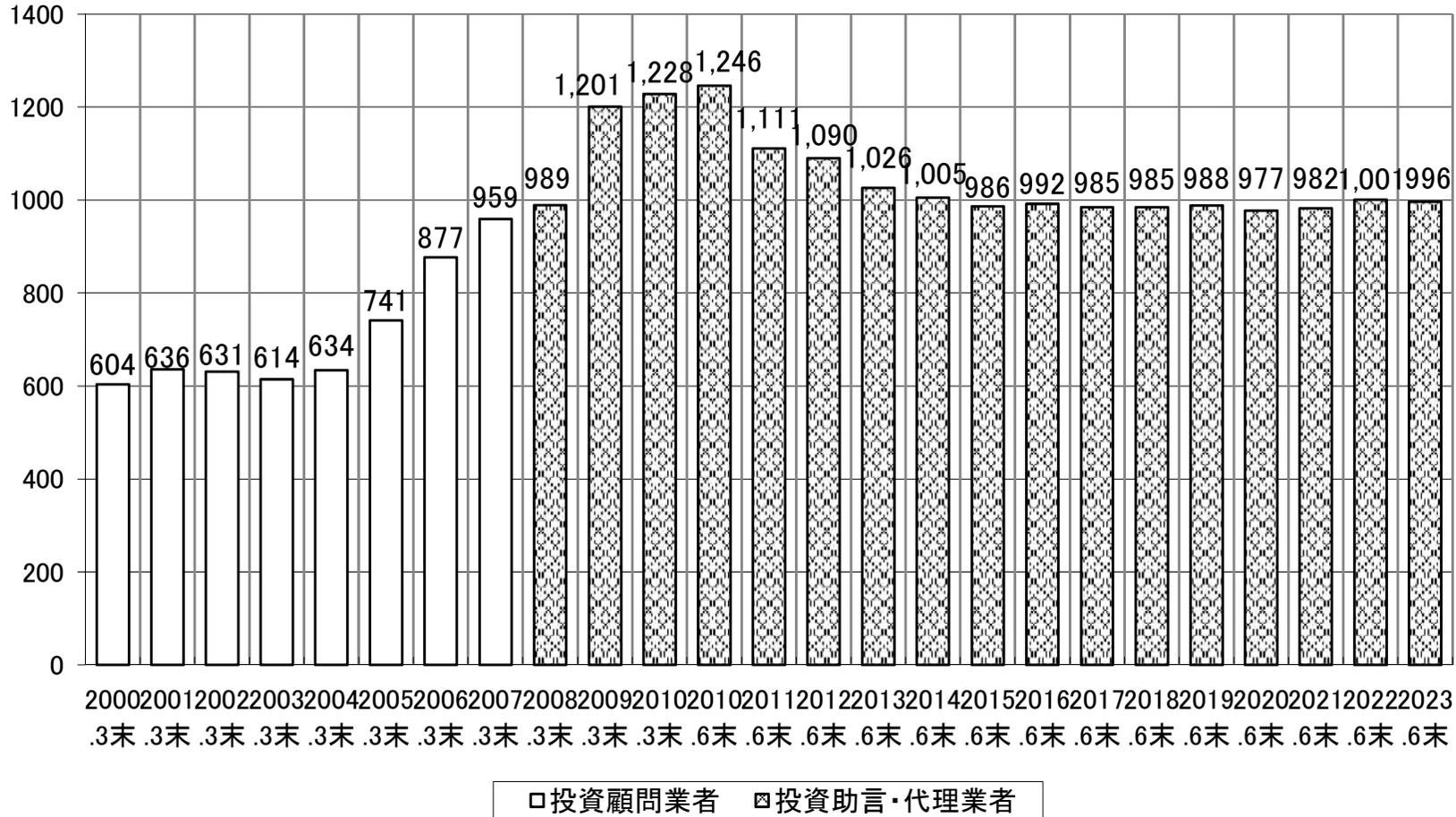
2022年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果に基づき、1社に対して行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」等となっている。

(別紙1)

金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

(業者数)



注: 2007年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

第6節 投資運用業

I 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

2023年6月末現在の投資運用業者数は429社（投資信託委託業者110社、投資法人資産運用業者110社、投資一任業者340社、自己運用業者52社）となっている。（別紙1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

II 投資法人の推移

2023年6月末現在の登録投資法人は124社（不動産投資法人117社、インフラ投資法人6社、証券投資法人1社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）60社の運用資産残高の合計は、2023年6月末で22兆6,946億円（前年比3.09%増）となっている。

2022年7月以降、IPOを伴う新規上場はない。

III 運用資産の推移

投資信託の純資産残高は、2023年6月末で公募投信187兆4,550億円（前年比19.66%増）（株式投信171兆6,788億円（同20.62%増）、公社債投信15兆7,762億円（同10.16%増））、私募投信109兆2,458億円（同4.71%増）（株式投信105兆7,699億円（同5.68%増）、公社債投信3兆4,759億円（同18.16%減））となっている。（別紙2参照）

投資一任契約の資産残高は、2023年3月末で478兆1,854億円（同2.2%増、一般社団法人日本投資顧問業協会会員合計）となっている。

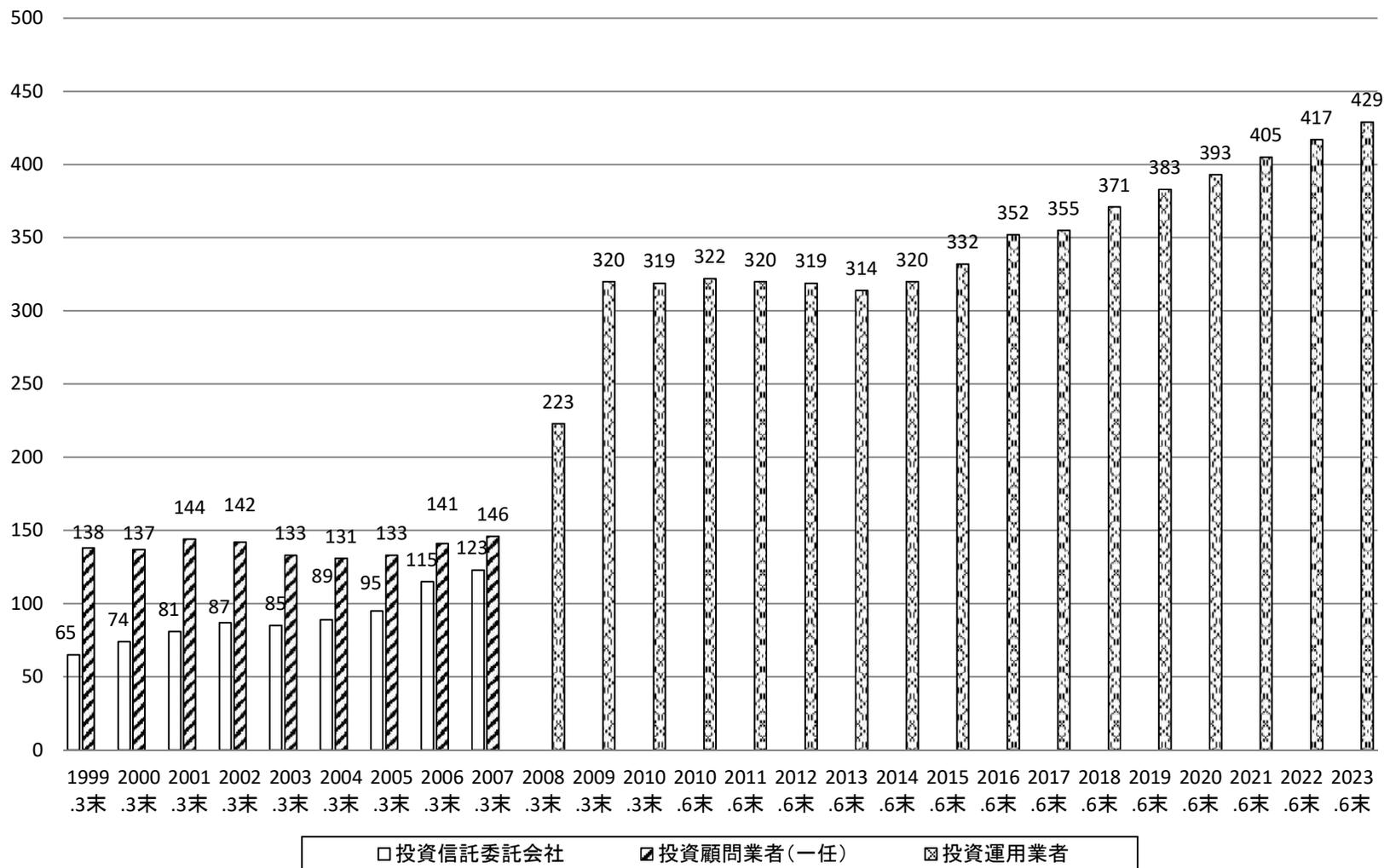
自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、8,124億円となっている（2022年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）。

IV 投資運用業者に対する行政処分

2022年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、1社に対して行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行っている。なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「投資法人のために忠実に投資運用業を行っていないことによる忠実義務違反」である。

(業者数)

金融商品取引業者(投資運用業)数の推移



第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者

I 登録金融機関の概況

2023年6月末現在における登録金融機関数は、935社となっている。(別紙1参照)

なお、2022年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の状況としては、2社に対して、投資者保護上問題が認められたことから、業務改善命令の行政処分を行っている。

II 取引所取引許可業者の概況

2023年6月末現在における取引所取引許可業者数は、2社となっている。

なお、2022年7月以降の取引所取引許可業者に対する行政処分の実績はない。

III 金融商品仲介業者の概況

2023年6月末現在における金融商品仲介業者数は、684業者となっている。(別紙1参照)

なお、2022年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の状況としては、1社に対して、無登録で集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い等を行っている状況が認められたことから、業務改善命令及び登録取消しの行政処分を行っている。

IV 高速取引行為者の概況

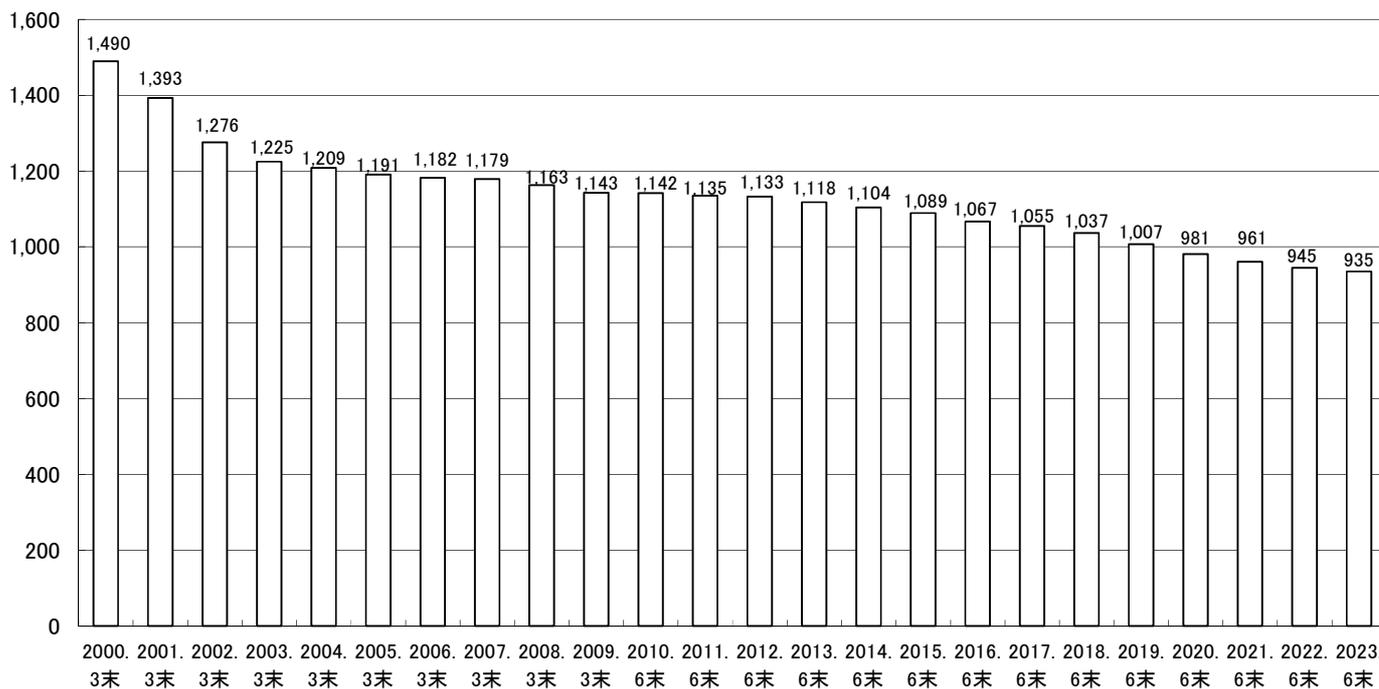
2023年6月末現在における高速取引行為者数は、50者となっている。

なお、2022年7月以降の高速取引行為者に対する行政処分の実績はない。

また、四半期ごとに「高速取引行為の動向について」(2023年6月末には東京証券取引所上場銘柄(株式)に加え、大阪取引所上場銘柄(先物・オプション)を追加)を更新・公表した。

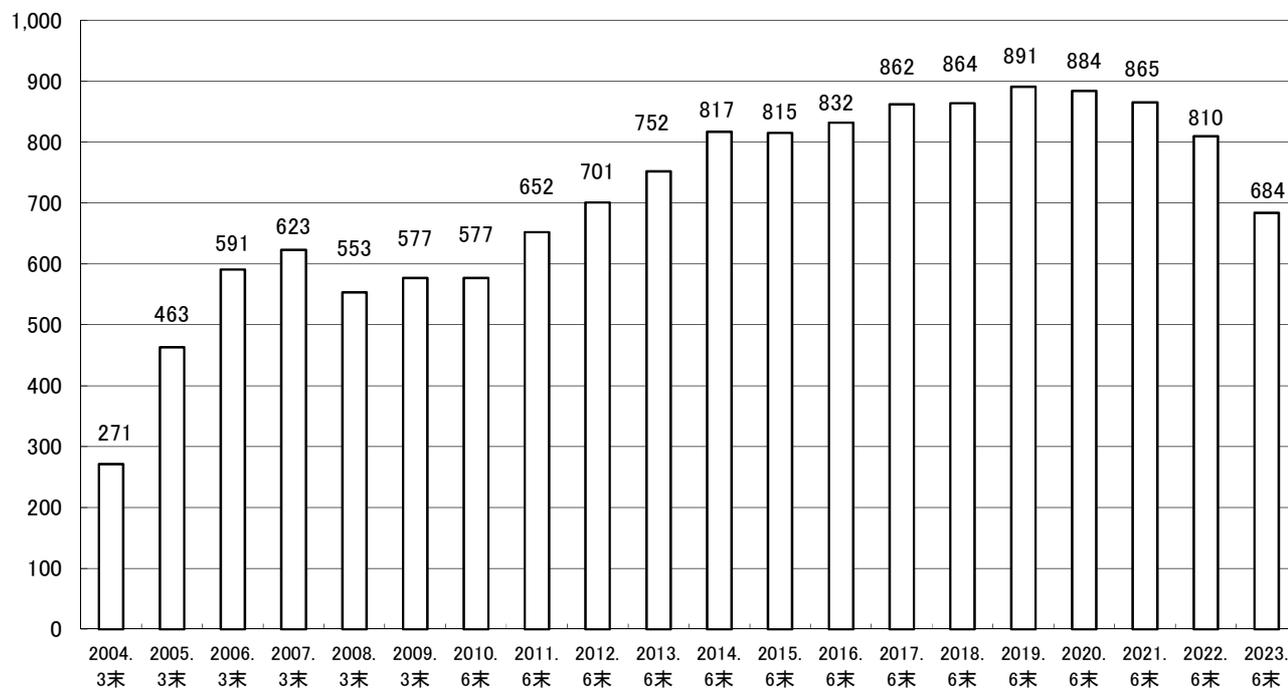
登録金融機関数の推移

(業者数)



金融商品仲介業者数の推移

(業者数)



注: 2007年3月末までは証券仲介業者の数。

第8節 信用格付業者

I 信用格付業者の概況（別紙1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

2023年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

II 信用格付業者の特定関係法人

2023年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、34法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（2023年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	14法人
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	12法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	8法人

信用格付業者登録一覧

(別紙1)

(令和5年6月末現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

第9節 適格機関投資家等特例業務届出者等

I 適格機関投資家等特例業務届出者等の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

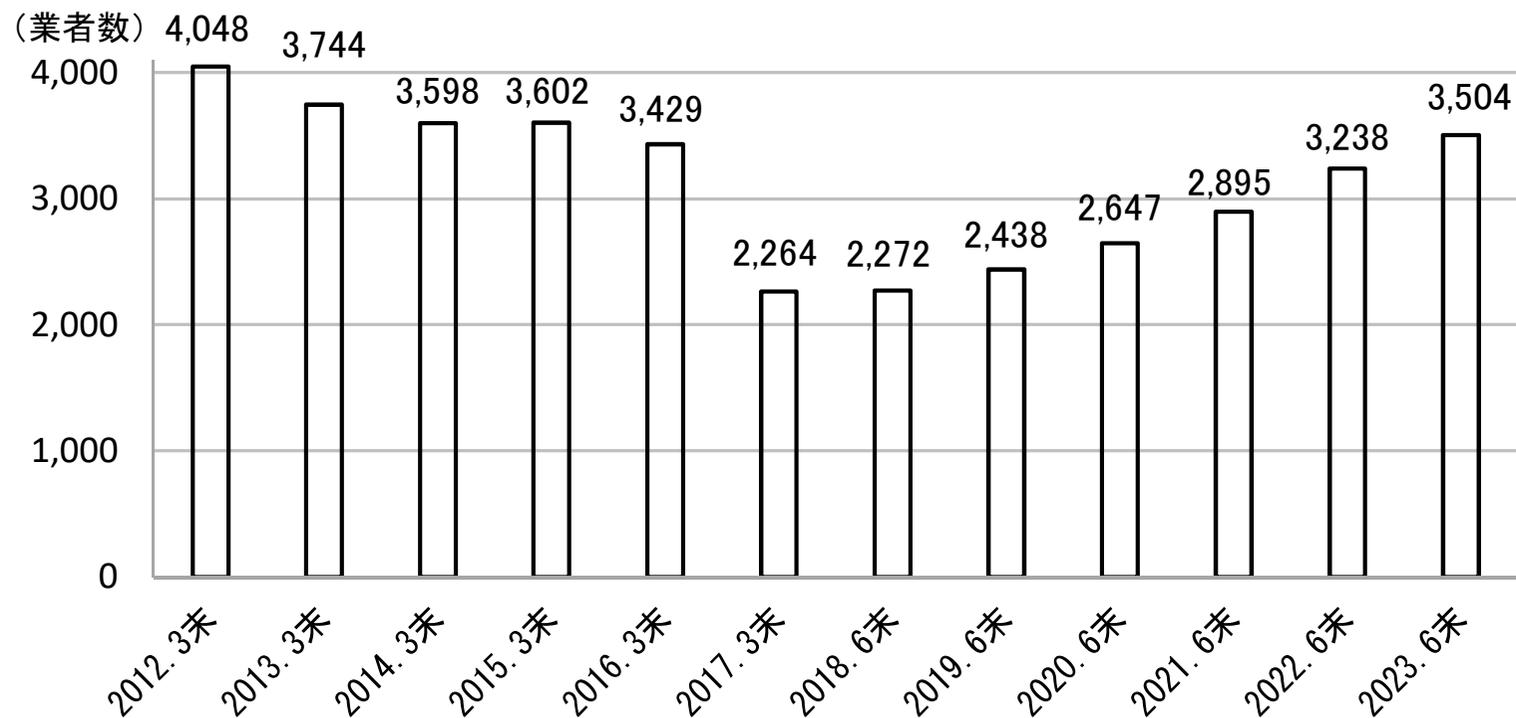
2023年6月末現在、これらの届出業者は3,504者（業務廃止命令発出先599者を除く）である。（別紙1参照）

II 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等について

2022年7月以降、適格機関投資家等特例業務届出者に対し、7件の行政処分（うち業務廃止命令2件）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「事業報告書を提出していない状況」、「主たる営業所等を確認できない状況」等となっている。

適格機関投資家等特例業務届出者数の推移



(注)2017.3以降は、業務廃止命令発出先を除いている。

第10節 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

集団投資スキームとは、金融商品取引法第2条第2項第5号、6号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、収益を出資者に分配する仕組みのこと。

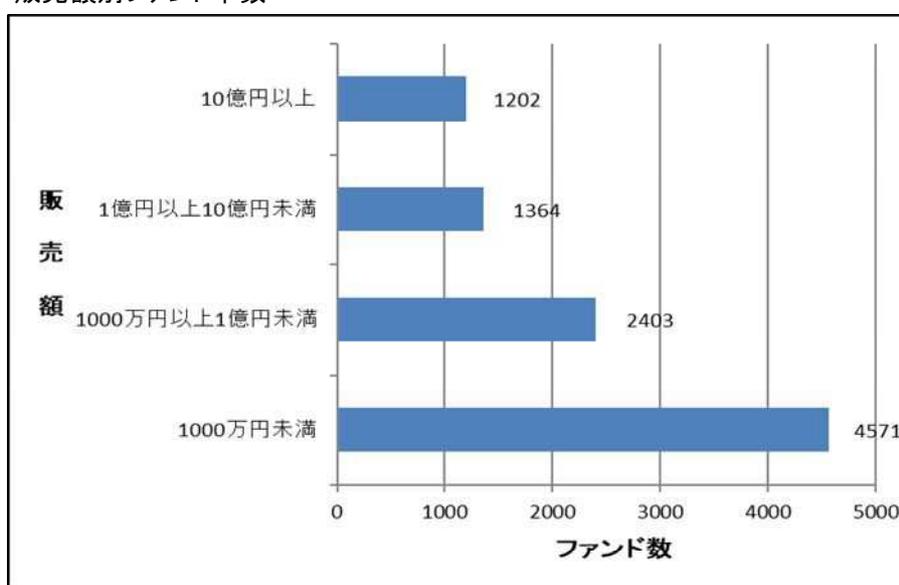
金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者等における集団投資スキーム持分の販売・運用状況は、販売額9兆7,059億円、運用額75兆597億円となっている(2022年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計)。(別紙1参照)

集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

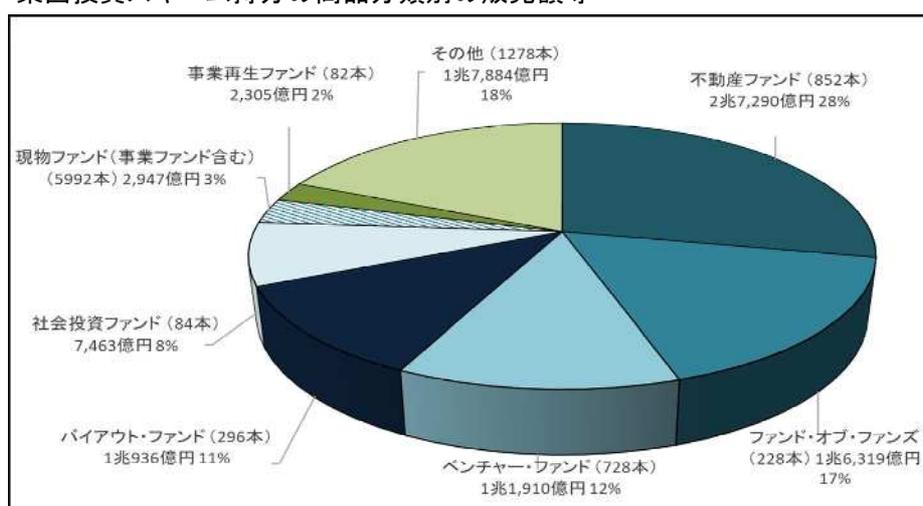
○ 集団投資スキーム持分の本数・販売額・運用財産額

	集団投資スキーム持分	
		うちプロ向けファンド
販売本数	9,540本	2,120本
販売額合計	9兆7,059億円	6兆3,736億円
運用本数	15,633本	4,551本
運用財産額合計	75兆597億円	51兆2,617億円

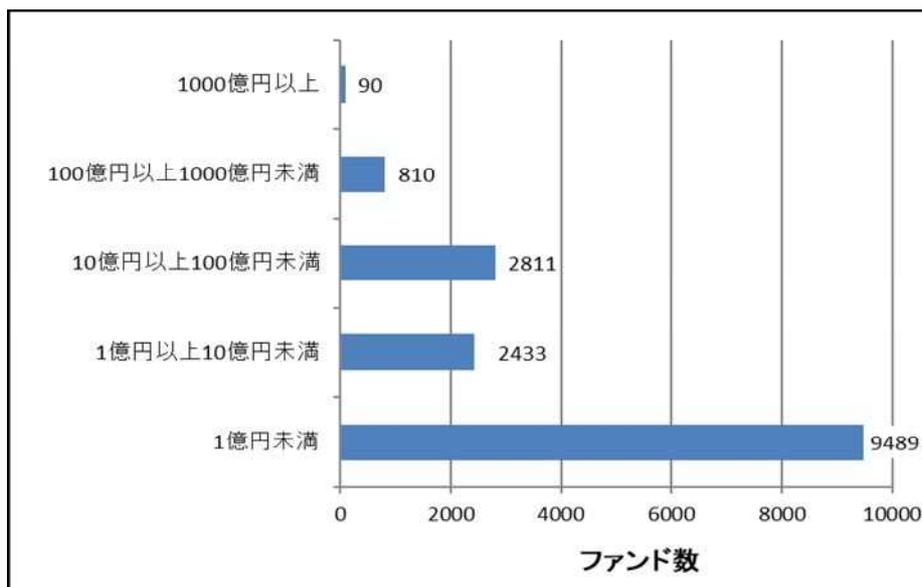
○ 販売額別ファンド本数



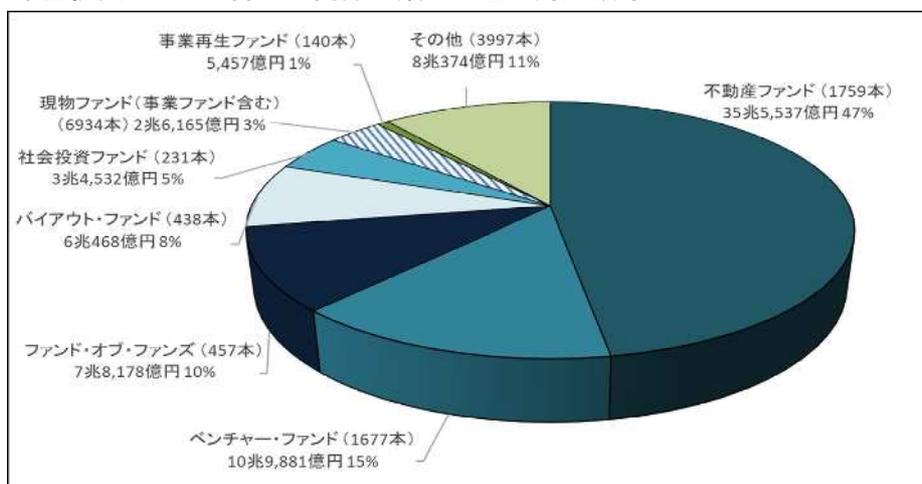
○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の販売額等



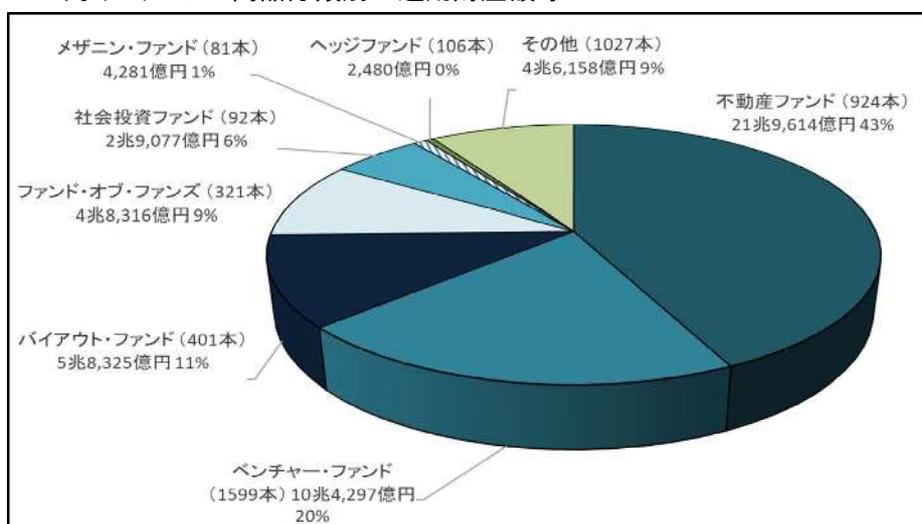
○ 運用財産額別ファンド本数



○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の運用財産額等



○ プロ向けファンドの商品分類別の運用財産額等



第11節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、2023年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(2023年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
2010年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 -1

第12節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

2022 事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は6,353件（前事務年度6,682件）となっており、そのうち4,925件が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60代以上が約29%、40代以下が約50%となっている。

詐欺的な投資勧誘等に係る相談を分野別で見ると、前事務年度に引き続き、FX取引、暗号資産（仮想通貨）、ICOに関するものが多く認められた。また、多くは無登録業者が関与するものである。

II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、他省庁、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイトや公式 X (旧 Twitter)、リーフレット等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局等との連携
(注) このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。
- ④ 「詐欺的な投資勧誘等に関する連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化